

西条市農業委員会 令和元年度 第9回総会 議事録

1. 日 時 令和元年11月25日(月) 午後2時00分から午後2時27分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%
推進委員 出席者 22名 欠席者 8名 出席率 73.30%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂
会長代理 11番 渡邊 敏昭
委 員 1番 高橋 悟 10番 一色 司 20番 佐伯 祐介
2番 明比 典正 13番 山田 好一 21番 玉井 明
3番 徳増 靖記 14番 村上 繁敏 22番 戸田 博明
4番 加藤 武司 15番 山内 隆
5番 松本 義之 16番 伊藤 健一
6番 白石利恵子 17番 青野 武
7番 西原 昇 18番 佐伯 賢造
9番 長谷川孝師 19番 玉井 一男

○欠席者氏名

12番 越智 兼正 23番 真鍋 美鈴 24番 高橋 忠親

○推進委員出席者氏名

委 員 2番 石橋 和敏 11番 栗田 房信 22番 佐伯 美一
4番 高橋 豊重 12番 森田 忠茂 24番 石川 清幸
6番 伊藤 龍二 13番 一色 和成 26番 越智 勝邦
7番 日野 哲也 14番 稲井 重弘 27番 玉井 隆志
8番 宮武 恭宏 15番 武田 義臣 28番 桑原 俊樹
9番 岡本 省三 17番 垂水 久明 29番 曾我 敏数
10番 安藤 英利 18番 武田 喜義 30番 今井 文雄
19番 真鍋 幸正

○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 3番 一色 達夫 5番 伊藤 正夫 16番 瀬良 隆彦
20番 高橋 正 21番 高橋 寿夫 23番 永井 正幸 25番 渡部 靖

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和元年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 | 【会長挨拶】

事務局 | ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 | それでは、ただ今から、令和元年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 | まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
山内隆 委員、伊藤健一 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届が、農業委員から12番 越智兼正 委員、23番 真鍋美鈴 委員、24番 高橋 忠親 委員の3名から、また、推進委員から1番 渡辺春正 委員、3番 一色達夫 委員、5番 伊藤正夫 委員、16番 瀬良隆彦 委員、20番 高橋正 委員、21番 高橋 寿夫 委員、23番 永井正幸 委員、25番 渡部靖 委員、以上8名から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

124号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

125号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

126号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

127号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

128号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

129号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

130号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

す。

131号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

132号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

133号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

134号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

135号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

136号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、13件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

以上13件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

なお、124号につきましては新規就農者であり、先日面接を実施しておりますが、担当委員さんが本日欠席しておりますので、代わりに事務局から面接結果の報告をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、面接の結果をご報告いたします。

本来なら担当である〇〇委員が報告すべき案件ですが、欠席の為、事務局の方で説明いたします。

今回の新規就農希望者につきまして、10月24日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長及び〇〇委員です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇才であります。兄である〇〇氏が高齢のため、農作業を行うのが厳しくなり、〇〇の農地、4,121㎡の贈与を受け就農しようとするものです。

現在、〇〇氏は〇〇の〇〇に勤めておりますが、週2回程度の勤務で時間に余裕があるとのこと。予定している作目は、じゃがいも、白菜、人参、玉葱及び大根です。今後は兄の元で指導を受けるそうです。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し面接を

終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。
以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。なお、地元担当の〇〇委員さんからも、別段問題ないということでございますので報告をいたします。それでは、125号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

地区委員 125号 問題ありません。
126号、127号 問題ありません。
128号、129号 問題ありません。
130号 問題ありません。
131号、132号 問題ありません。
133号 問題ありません。
134号、135号 問題ありません。

〇〇委員 136号に関してですが、
申請人である〇〇氏については、11月5日の総会で報告のとおり新規就農者であり、当面は自家消費で安定した収穫に向けて取り組むとしておりますが、予定されている作物の植え付けや収穫もできていない状況です。
従いまして、今の段階で「経営規模拡大」として土地を取得することは時期的に早すぎるものと判断します。

議 長 事務局としての意見を求めます。

事務局長 事務局長の日野です。事務局としても同意見であります。
なお、申請書に添付されております登記事項証明書によりますと、平成30年10月受付で申請人が役員となっております株式〇〇が5条許可を条件とした所有権移転の仮登記をしておりますことから、耕作目的としての取得には疑義があります。
つきましては、仮登記を抹消し、現在耕作している土地について3条の全部利用効率要件を満たした後で、改めて申請について審議すべきものと考えますので、保留が相当と思われま

議 長 ありがとうございます。この136号に関しまして、他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

(意見等なし)

議 長 ないようでございますので、この案件については、「保留」ということでもよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
136号については「保留」ということにいたします。
他に、3条全般についてご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、136号を除く残り
12件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による、許可申請に対する意見の決定について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

16号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます

19号は、〇〇の 〇〇 氏が、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、3年間の一時転用期間を終了し、新たに更新を行おうとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上4件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
16号から地元の委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

地区委員 16号 問題ありません。
17号 問題ありません。
18号 問題ありません。
19号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、
以上4件、原案どおり許可することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
10ページをお願いいたします。

129号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から所有権の移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

130号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

131号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

132号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、4件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

	129号から順次お願いいたします。
地区委員	129号、130号 問題ありません。 131号 問題ありません。 132号 問題ありません。
議長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、 以上、4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議長	次に、11ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を、事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。 13ページをお願いいたします。
	件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、 いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書14ページから、44ページとなっております。
	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、163件、 面積は、50万2,735.00㎡となっております。 そのうち、所有権移転は、8件、面積は、26,494.00㎡となっております。
	以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	以上のような内容でございますが、委員の皆さんからご意見・ご異議等ございませんか。
地区委員	異議なし。

議 長	<p>ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。</p>
議 長	<p>農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について</p> <p>次に、45ページ、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案内容を、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p> <p>1号は、〇〇の 〇〇 氏が、中間管理機構から、〇〇の農地〇筆を借り受ける申請でございます。</p> <p>なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。</p> <p>以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。何かございませんか。何かありましたらお願いします。</p>
地区委員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでもありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。</p>
議 長	<p>報告承認案件</p> <p>次に、議案書48ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>令和元年10月16日から、令和元年11月6日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を34件受理いたしております。</p> <p>また、非農地証明願を1件、受理しております。</p>

ご了承をお願いいたします。

議長 　ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

地区委員 　異議なし。

議長 　無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

　以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。今年度の総会は本日をもって終了いたします。また令和2年は1月に入って総会がありますが、それと同様に、我々の任期も来年の7月23日をもって終了します。事務的な手続きで、令和2年の1月から皆さんもご存じのように、広報で募集が始まります。地元に戻られたら今回決まったような内容で、各地区でご相談していただき、推薦等のご準備をしていただきたいと思いますので、年末にかけてよろしくご審議をしていただけたらと思います。そういうことで次回にすすめたいとおもいますのでよろしくお願いいたします。

それでは時間もまいりましたので、以上をもちまして本日の総会を終了いたします。

　慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	136号 を除き 原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

令和元年11月25日 午後2時27分